

大阪市東淀川区社会福祉協議会 広報紙「東淀川社協だより」の
編集・発行・新聞折り込みによる配布業務委託 仕様書

1. 業務内容：社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という）が発行する広報紙「東淀川社協だより」第92・93・94号の編集、印刷発行・新聞折り込みによる区内世帯への配布業務
2. 発行日：第92号 平成30年7月下旬から8月上旬（8月号）
第93号 平成30年11月下旬（12月号）
第94号 平成31年3月下旬（4月号）
※ 発行（予定）日＝新聞折り込み配布日とし、各号の具体的な発行（予定）日は、その都度、本会が指示する。
3. 印刷：オフセット印刷
4. 体裁：タブロイド版4ページ 二つ折り加工、フルカラー
5. 発行部数：48,000部
※ 発行部数を変更する場合の委託料については双方協議して決める。
6. 用紙：マットコート紙 D巻＜57＞
7. 原稿
 - (1) 初稿については、本会がマイクロソフト社のワード等で作成した原稿並びに割付案を受託事業者へ手渡し又はメールで入稿する。受託事業者は、広報紙の作成イメージを共有するよう努めるものとする。写真を掲載する場合は、精度の高い写真データを受託事業者あてメールで送信する。なお、表・グラフ・図形等がある場合は、本会がエクセル等で作成したデータを入稿するので、それを基に受託事業者が適宜加工すること。
 - (2) 初稿の入稿は、発行（予定）日の約50日前とする。
 - (3) 判型は、横組み、2段、1行33字程度で、書体は丸ゴシックを基本とする。
8. 編集等
紙面については、本会の原稿並びに割付案を基に、受託事業者が、編集・レイアウト、カット、レタリング、カラーカンパ等の作成を行うが、本会が変更を指示する場合がある。
9. 校正
 - (1) 校正は3校まで行い、ゲラへの朱書き、又はワード等で作成した校正指示文書の手渡し、又はメール送信の方法による。本会の指示が不明確な場合は、確認を十分に行うこと。
 - (2) 各校とも、受託事業者は、カラーカンパ及びPDFデータを本会へ直接手渡し、又はデータのメール送信により提出すること。なお、初校の校正原稿のみ原則として手渡しとし、本会及び受託事業者の両方でイメージを共有することとする。2校及び3校は、手

渡し又はデータ送付により行う。なお、各校のカラーカンパの提出後、校正済原稿渡しまでの期間は、次のとおりとすること。

初校：土・日・祝を除き、4日以上。

2校：土・日・祝を除き、2日以上。

3校：土・日・祝を除き、1日以上。

- (3) 受託事業者は、校了のカラーカンパを手渡し、又はPDFデータの送付などの方法で本会へ提出したうえで、本会の担当者に最終確認を行うこと。
- (4) 各校とも、見出し、記事内容、組み替え、写真・イラスト等の変更・差し替え、レイアウトの変更を指示する場合がある。
- (5) 校了は、土・日・祝を除き、印刷予定日の3日以上前とする。

10. 納 品

(1) 納品日と納品場所

遅くとも発行日の前日午後5時までに、48,000部のうち2,800部を本会へ納品すること。

(2) 本会への納品方法

1,000部単位を基本とし、部数を包装紙上部に明記すること。

(3) その他

本会のウェブサイト（ホームページ）に掲載するための広報紙のPDFデータを、発行日の前日午後3時までにメールで本会あて送信すること。

11. 新聞折り込み

(1) 折り込みする新聞

東淀川区内の各世帯に配布される読売、朝日、毎日及び産経の各新聞とする。

(2) 折り込み部数

総数で、45,200部とする。

12. 代 金

(1) 価 格

価格は、紙面の編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成経費及び写真植字・版下作成など印刷に関する一切の経費、PDFデータ化に関する経費、納品、新聞折り込みに関する経費等を一切含めた価格とする。

(2) 支 払

各号の発行・納品後、受託事業者の請求に基づいて、請求から30日以内に支払う。

13. 印刷スケジュール

各号の発行予定日の指示後、出稿・校正・発行までの具体的なスケジュール表を提出すること。なお、スケジュールについては、変更を求めることがある。

14. その他

各号の頁数を増減する場合がある。その場合の経費の増減については、双方で協議して決定するものとする。